平成２６年（フ）第８４０号
埼玉県久喜市久喜東５丁目11番26号　中山ハイツ202号
債務者　野口　千明
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５１号
さいたま市南区文蔵３丁目11番３―513号、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目11番３―311号
債務者　須藤　栄一
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９０５号
埼玉県北足立郡伊奈町小室818―２　埼玉県立精神医療センター第７病棟、住民票上の住所埼玉県草加市西町593番地12
債務者　臼井　康彦
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
埼玉県三郷市早稲田１丁目９番地32　ルミエール早稲田102号
債務者　園田　好枝
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
埼玉県三郷市早稲田１丁目９番地32　ルミエール早稲田102号
債務者　川田　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６９号
埼玉県草加市八幡町809番地１　秋元マンション201号
債務者　大橋　美樹
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７９号
埼玉県八潮市八潮４丁目28番地３
債務者　竹内　美紀
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４３７号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目６番地７　メゾンふたば上福岡203、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目８番２号
債務者　高雄　夏樹
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０３号
埼玉県熊谷市本町２丁目22番地
債務者　横川真奈美
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２８号
福岡県行橋市南大橋１丁目７番３―333号
債務者　綾塚　順子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
岩手県北上市鬼柳町都鳥176番地２　コーポヒューガ201号
債務者　細野　三男
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第６３号
岩手県北上市鬼柳町都鳥176番地２　コーポヒューガ201号
債務者　細野加奈子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第４３号
山形県酒田市田沢字南田沢66番地、前住所山形県飽海郡平田町大字田沢字南田沢66番地
債務者　佐藤　崇紘
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３６５号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目24番104号
債務者　菊地　　紫
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９２号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目51番地の10サンライズハイム202、前住所埼玉県所沢市大字下安松1019番地の49
債務者　寺敷　則英
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４３号
埼玉県川越市南台２丁目１番地62　パールコーポ南台202号室、前住所埼玉県川越市中台２丁目５番地11　ホーユウパレス川越302号室
債務者　氏家あけみ
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部